

福井県空き家対策マニュアル

- ・ 法人破産における残存建築物への対応について

IV 法人破産における残存建築物への対応について

会社が倒産した後、建築物が廃屋となって残存し、地元自治体において対応に苦慮している例があることから、法人の破産手続きの概要と残存建築物の所有、管理に係る法律上の考え方を示した。

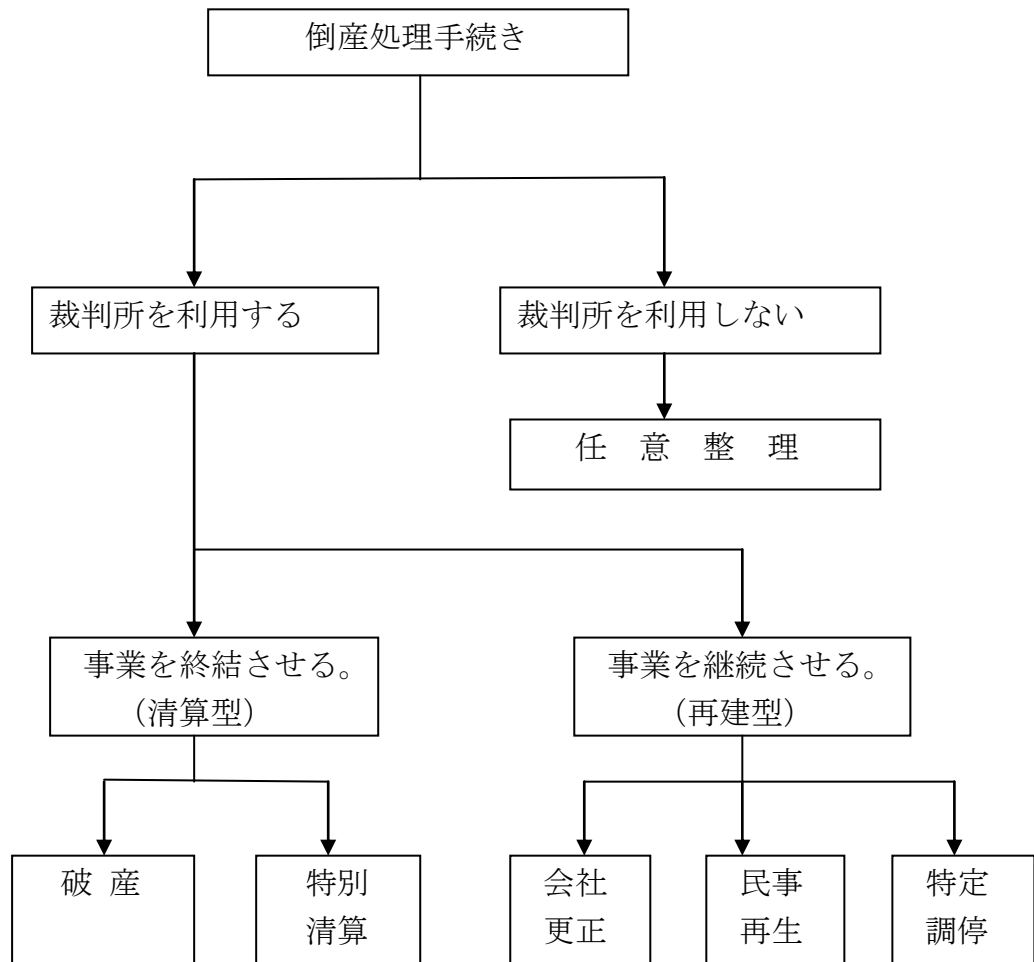
会社が倒産した場合、さまざまな法的整理の方法があるが、ここでは、倒産処理の一般法であり、会社所有であった建築物の残存も発生している「破産法」における手続きの流れを示している。

空き住宅の問題に加えて、空き建築物への対応についても、端緒についたばかりであり、今後、協議会において事例を収集し、質疑応答に追加するなどして、ノウハウの蓄積を図っていくこととしたい。

1 倒産処理の種類	… P IV-1
2 法人破産の流れ	… P IV-3
3 破産手続きの終了原因	… P IV-5
4 破産手続きにおける不動産の取り扱い	… P IV-5
5 破産手続き終結後の不動産の処理	… P IV-6
○法人所有であった空き建築物に係るQ & A	… P IV-8
○ケーススタディ	… P IV-12

1 倒産処理の種類

- ・倒産手続きは、裁判所を通じた法的手続きと、裁判所を通さない私的手続きに分けられます。
- ・法的手続きと私的手続きはそれぞれ、会社や事業者を立ち直らせることを目的とした再建型の手続きと、最終的には消滅させることを目的とした清算型の手続きに分かれます。
- ・なお、裁判所によらない方法としては任意整理があり、これは再建型としても清算型としても、どちらにも利用可能な方法です。



- ・事業を消滅させる、いわゆる「清算型」の倒産手続きは、破産法に基づく「破産」と商法上の「特別清算」の二つに分かれます。

種類	法律	特徴
破産	破産法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は法人、個人 ・申立権者は、債務者、債権者、取締役、理事等 ・裁判所が選任する管財人が破産者の総財産（破産財団）を換金し、債権者に配当する。 ・裁判所に予納金を納める必要あり。 法人の場合、60万円程度。（債務者側からの申し立てで、弁護士がついていない場合。債務額にもよる）
特別清算	商法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は清算中の株式会社 ・申立権者は、清算人、監査役、株主 ・清算中の株式会社の清算人が裁判所の監督のもとで清算手続きを行う。法定多数の債権者の同意を得た協定案に基づき清算する。 ・予納金は比較的低廉であるが、協定案の可否の見通しが不明確な場合は、破産予納金を納めねばならぬこともある。

○県内企業の形態別倒産状況（負債額1千万円以上）

平成26年（1～12月）

形態別	件数		負債総額	
	件	構成比	百万円	構成比
会社更生法	0	0.0%	0	0.0%
民事再生法	2	2.9%	46	0.4%
破産	55	80.9%	10,983	87.5%
特別清算	2	2.9%	783	6.2%
私的整理	9	13.2%	733	5.8%
計	68	100.0%	12,545	100.0%

- ・会社更生法、民事再生法は事業継続を前提にした債務処理です。
- ・特別清算は不動産を含めて清算するので、企業の土地、建物等が残存することはありません。

2 法人破産の流れ

- ・「破産法」に基づく破産手続きは、おおよそ下記の流れで進められます。

1 破産手続き開始の申し立て

- ・債務者、債権者等が破産の申立て手続きをすることにより、破産手続きは開始します。
- ・会社の場合、主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所に申立てます。

2 債務者審尋や保全処分

- ・裁判所が会社の代表者に、負債状況や破産に至った事情等を質問した上で、以後の財産処分を禁止し、保全命令を出すことがあります。

3 破産手続き開始の決定

- ・裁判所により破産手続きの開始が決定されると、株式会社は法律上解散し、同時に破産管財人が選任されます。破産管財人も弁護士ですが、申立て側弁護士とは違い、中立の立場から破産事務を取り扱います。
- ・破産手続き開始決定がなされると、その旨が商業登記簿に記載されます。

4 破産債権の届出・調査・確定、破産財産の管理・換価

- ・債権者は、破産管財人より定められた期間内に、破産債権の届け出をします。届け出られた債権は破産管財人の調査を経た後、確定されます。
- ・破産債権の確定手続きと並行して、破産管財人は破産財団（破産会社の財産）を調査し、善管注意義務を負いつつ、裁量により、財団の換価つまり現金化を行います。（不動産や一定価額以上の財産の売却は裁判所の許可が必要）
- ・この中で、役員等に対する責任追及が行われ、場合によっては損害賠償請求などが行われることがあります。この役員等からの賠償金も破産財団に入ります。

5 債権者への配当

- ・破産管財人の裁量により、換価が進んだ破産財団を随時、債権者に配当していくことが可能です。
- ・破産財団の換価が全て終了した後、届け出をした破産債権者に対して配当が行われます。最後配当は厳格な手続きの下で行われますが、配当金額が少ない場合の簡易配当や、届け出破産債権者全員の同意が得られた場合の同意配当のように、状況に応じた簡易迅速な配当方法を取ることもできます。

6 破産手続き終結の決定

- ・ 配当が終了した後、債権者の異議申し立て期間が終了したときには破産手続き終結が決定されます。
- ・ 破産手続きが終結すれば、会社は消滅し、商業登記簿も閉鎖されます。なお、閉鎖後も閲覧等は可能です。

■ 配当の順番

破産管財人が管理・調査した破産財団が換価されると、それぞれの債権者に配当されます。配当については、債権の種類に応じて順番が定められています。

① 財団債権 破産手続きによらず随時に弁済が原則

具体例→ 破産管財人の報酬、財団管理費用（交通費、通信費等）、納期限から1年以内の税金・社会保険料等、破産手続き開始前の3ヵ月間の給料債権、退職金等

② 優先的破産債権 財団債権とならない租税等債権や労働債権等

具体例→ 納期限から1年以上経過している税金・社会保険料等、未払いの給料（財団債権となるもの以外の給料）、退職金の一部等

③ 一般的破産債権

具体例→ 貸付金や売掛金などの債権

④ 劣後的破産債権

具体例→ 破産手続き開始決定後の利息、遅延損害金、延滞税、加算税、罰金、過料等

- ・ ただし、破産する会社が持っている破産財団の中の特定財産について別除権（典型的には抵当権など）が設定されている場合には、破産手続きとは関係なく、任意売却や抵当権の実行等により債権を回収できます。

3 破産手続きの終了原因

- ・実際の破産事件においては、上記のような一般債権者までの配当がなされ、終結に至る例は少なく、会社の破産においても、財団債権までの弁済で破産手続きを終える、いわゆる「異時廃止」となる事案が多い現状です。

同時廃止

- ・債務者に換価する程の財産がないことがはじめから明らかな場合に、破産手続き開始決定と同時に、破産管財人を選任することなく破産手続きを終えてしまうことです。
- ・個人が自己破産手続きを行う場合、財産がほとんどないのが通常ですので、約90%がこの同時廃止になっています。
- ・法人または個人事業者の場合は原則、同時廃止になることは少なく、破産管財人が選任され、管財事件となります。

異時廃止

- ・税金、社会保険料、未払い賃金等の財団債権合計額が、破産管財人において調査、回収した資産を上回っている場合には、貸付金や売掛金等の債権を有する一般債権者には配当することができません。
- ・このような場合、破産手続き開始決定が出た後、「破産財団をもって破産手続きの費用を支弁するのに不足する」との理由から、異時破産手続廃止決定が出され、破産事件は終了します。
- ・破産手続き開始決定と廃止との間に時間的ズレがあるので、異時廃止と言います。

4 破産手続きにおける不動産の取り扱い

- ・法人所有の土地や建物については、通常、抵当権や根抵当権が設定されており、破産管財人が裁判所の許可や抵当権者の承諾を得た上で、任意売却を行うのが一般的です。
- ・この際、売却額はまず抵当権の被担保債権への弁済に充てられ、残額があれば、破産財団に組み込まれることとなります。

- ・なお、任意での買い手が見つからない場合は、抵当権者等が直接、裁判所に担保権の実行を申し立て、不動産競売に付すこともあります。
- ・任意売却や競売で換価、処分できなければ、裁判所の許可を得て、破産財団から放棄され、破産手続き終了後も残存することになります。

5 破産手続き終了後の不動産の処理

- ・破産終了後、換価されず残った土地や建物について、後発的な処理を行う場合は下記の手続きが必要となります。
 - ◆不動産競売の実施（抵当権の実行）…「特別代理人」の選任申し立て
→ 抵当権者は裁判所に不動産執行を申し立てる際、この執行に係る通知の名宛人となる「特別代理人」選任を申し立てることが必要
 - ◆任意売却…「清算人」の選任申し立て
 - ◆建物の解体、補修等…「清算人」の選任申し立て

「清算人」とは

- ・利害関係人からの申し立てを受けて、裁判所が選任します。
- ・中立性を確保するため、清算人は原則として弁護士が選任されます。
- ・申し立てにおいては、清算人に対する報酬・費用の支払いに充てるため、予納金の納付が必要となります。
- ・予納金額は事案（清算人の行う清算事務の内容）によって異なりますが、不動産の任意売却を目的とする申し立ての事案では20万円から50万円程度が多いということです。
- ・利害関係人については、残存不動産を買受けたい人、残存建物の敷地所有者等が考えられ、地元自治体もなり得る可能性があります。

会社法

(清算会社の能力)

第476条 前条の規定により清算をする株式会社(以下「清算株式会社」という。)は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

(清算人の就任)

第478条 次に掲げる者は、清算株式会社の清算人となる。

- 一 取締役(次号又は第3号に掲げる者がある場合を除く。)
- 二 定款で定める者
- 三 株式会社の決議によって選任された者

2 前項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は利害関係人の申し立てにより清算人を選任する。

(清算人の職務)

第481条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

■法人所有であった空き建築物に係るQ & A

1 会社が倒産して破産手続きも終了していますが、会社が所有していた建物が廃屋となって残っています。なぜ、このようなことが起こるのでしょうか。

- ・通常、会社の事務所ビルや工場等の建物は、抵当権等が付いている例がほとんどであり、倒産した場合、破産手続きの中で、任意売却なり競売で換価されます。
- ・しかし、建物の利用価値がなく買い手が現れないような場合、破産財団から放棄され、破産手続きも終了して建物だけが残ることがあります。

2 このような場合、建物の適正管理を誰に言えばよいのでしょうか。

- ・法人の破産手続きが終結すれば、法人格は消滅します。つまり会社は消滅して無くなります。
- ・しかし、会社法人が消滅しても建物等が残る場合、清算法人は存続するものと観念されるので、強いて言えば、残った建物は清算法人の所有と考えられます。
- ・ただし、この清算法人は清算を行う能力しか有していないので、建物の管理を指示しても実効性はありません。

3 破産管財人に管理責任はないのでしょうか。

- ・破産管財人の職務は、破産手続きにおいて、財産を管理し、処分・換価して、債権者への公平・公正な配当を実現することです。
- ・破産手続が終了すれば、破産管財人の破産者財産に対する管理義務はなくなります。
- ・また、破産手続き中であっても、財産が財団から放棄されれば、破産管財人の管理義務はなくなります。

4 建物には抵当権が設定されています。抵当権者に管理を行う義務はないのでしょうか。

- ・ 抵当権者に建物の管理責任を法的に問うことは無理です。
- ・ 価値のある建物であれば、抵当権者に競売にかけてもらい、買い手である新所有者に適正管理を命令等する方法はあるかと思います。

5 元の会社社長に建物の管理責任を問えないのでしょうか。

- ・ 会社である法人と社長個人は別人格であり、道義的責任を云々するのはともかく、元の社長個人に法律上の責任を追及することは不可能です。

6 この建物の敷地は元の会社社長の個人名義です。社長個人に残った建物の管理責任はないのでしょうか。

- ・ 空家対策推進法における「空家等」には住宅だけでなく、事務所ビルや工場などの空き建築物も含まれます。
- ・ 同法における空家等の管理責務は空家等の所有者または管理者となっています。
- ・ 事例のような敷地の所有者がこの「空家等の管理者」と言えるかどうかについては、積極的に解するのは難しいと考えられます。

空家等対策の推進に関する特別措置法案

(定義)

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに付属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

- ・一方、民法にも工作物責任の規定があり、工作物の瑕疵により他人に損害を生じたときは、工作物が存する土地の所有者にも賠償責任が発生する可能性はあるので、この条項を根拠に土地所有者に建物の管理を求める余地はあります。

民法

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

第717条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

7 建物の敷地が第三者である個人（会社とは無関係）の場合、この個人に上記のような責任追及が出来るのでしょうか。

- ・元社長と違い、このような個人は地代が入らないなど被害者的な立場になる場合が多く、現実的にはなかなか難しいと思われませんが、法律的には上記のような考え方で責任追及の余地はあります。

8 建物の敷地が破産した会社の所有の場合はどうでしょうか。

- ・所有者である会社が消滅しているので、敷地所有者にも責任追及できないということです。

9 会社が倒産し建物が放置された例で、会社が破産手続きを行わずに登記簿上は存在しているが、取締役などは行方不明であるような場合、建物を解体するにはどのような手続きが必要でしょうか。

- ・いまだ会社が存在しているのであれば、敷地の地権者であっても勝手に壊すことは法律上許されません。

- ・敷地の地権者において、賃貸料が入らない等不利益があるとして「建物収去・土地明け渡し」訴訟を提起し、判決を受けてから、建物解体を代替執行することになります。

10 費用負担の問題は別にして、地元自治体において、倒産した会社の廃屋を除却するにはどうしたらいいでしょうか。

- ・破産手続きが終結しているのであれば、清算人を立て、清算人において廃屋を解体する、または建物を自治体に寄付してもらった上で解体する、あるいは清算人を名宛人に除却を命令した上で、行政代執行をかける方法があります。
- ・破産手続きが行われておらず法人格が残ったままであれば、法人を相手として、一連の行政代執行の手続きを踏めば、除却が可能です。このとき、建物に抵当権など私法上の権利が付着していても、行政庁が適法に代執行の手続きを行っていれば、法的に賠償義務を負うことはありません。（ただし、これら権利者には、除却を代執行する旨を事前に通知することが望ましいと考えられます。）

ケーススタディ

- ・ホテル業 A
- ・開業 昭和33年 株式会社化 昭和48年
- ・破産手続き開始 平成23年12月
破産手続き廃止 平成24年9月（費用不足による破産手続き廃止）
- ・破産管財人 C弁護士

<p>建物Ⅰ</p> <p>株式会社 A所有</p> <p>鉄筋7階建</p> <p>延床 1500 m²</p> <p>昭和48年新築</p> <p>根抵当権</p> <p>E信用保証機関</p> <p>F債権回収会社</p> <p>(債権額 2億円)</p> <p>解体費用 約2000万円</p>		<p>建物Ⅱ</p> <p>株式会社 A 所有</p> <p>鉄筋 6階建 延床 2000 m²</p> <p>昭和49年新築</p> <p>根抵当権 E信用保証機関</p> <p>F債権回収会社</p> <p>(債権額 2億円)</p> <p>解体費用 約3000万円</p>	
<p>土地Ⅰ 350 m²</p> <p>所有者 個人B (Aの社長)</p> <p>価格 約700万円</p> <p>根抵当権 E、F</p> <p>(債権額 2億円)</p>	<p>土地Ⅱ 500 m²</p> <p>所有者 株式会社A</p> <p>価格 約1000万円</p> <p>根抵当権 E、F</p> <p>(債権額 2億円)</p>	<p>土地Ⅲ 700 m²</p> <p>個人G (第三者)</p> <p>価格 約1500万円</p>	

- ・負債額 約2.9億円

〔 内訳： D金融機関 1.2億円 (H25にDは抵当権付債権をFに売却)
E信用保証機関 9千万円 (H16にDの貸付金を代位弁済)
その他 8千万円 (税金、地代、売掛金等) 〕

- ・倒産時、会社に財産、債権等はほとんど無く、建物内の備品等売却できた程度であり、破産管財人への報酬、租税や地代の一部など財団債権の一部に弁済を行っただけで、破産手続きは廃止された。(いわゆる「異時廃止」)
- ・唯一の財産であり、金融機関の抵当権が付いた建物について、破産管財人が売却先を探したが、買い手は見つからず、財団放棄された。
- ・現在、建物は管理されていない状態で残っている。抵当権は付いたままである。

建物除却の方策と問題点

【建物Ⅰ】

個人Bが解体する。

- ・ Bが利害関係人として清算人選任を申し立て、解体費用をBが負担し、清算人が解体する。
- ・ 建物は既に無価値であり、上屋が無くなれば、土地について抵当権を実行し、競売にかけられるため、E、Fは解体を承諾するであろう。
- ・ Bの負担により建物を解体しても、抵当権が付いており土地の売却収益がBには入らないので、Bが費用を負担できるかが問題。

E、Fが抵当権を実行し、新所有者が解体する。

- ・ 土地の価格が上昇し、土地の売却収入や利用価値が解体費用を上回る見込みが出てくれば、この可能性は出てくるものと考えられる。

市が解体する。

- ・ 市が清算人を立てて、市の費用負担において、解体を行う。または、清算法人から建物の寄付を受け、市の所有にした上で解体する方法もあり得る。
- ・ 解体費を市が負担することについて、市民の理解を得るためには、まず当該土地を公共目的に利用する計画があり、土地は個人Bから市に寄付されること等が必要になると思われる。
- ・ この場合、建物と土地に係る抵当権の放棄について、E、Fの承諾が必要となり、土地の抵当権に係る対価を求められる可能性がある。(このような債権回収の見込みが全くない事案において、Eは事務処理相当の対価で抵当権抹消を承諾した例があり、物件によって協議には応じるとのことである。)

【建物Ⅱ】

- ・このままでは、Gには地代も入らず、土地の固定資産税が毎年課税されるだけである。
- ・GやE、Fが利害関係人として、清算人選任を申し立て、G等の費用負担において解体する。
- ・建物Ⅰの例と同じく、土地Ⅱ、Ⅲを公共利用に供する計画等があり、GやE、Fから、無償または廉価での土地提供や抵当権放棄があれば、地元市において解体を行うことも可能ではないか。

まとめ

- ・個人、市等、いずれが解体する場合においても、土地の価格を上回る解体費用の負担が問題となってくる。
- ・下記のような国庫補助制度を活用し、解体費用等を抑えることも、このような事案の解決の糸口になるものと思われる。

○空き家再生等推進事業（除却タイプ） …資料1

- ・補助対象 空き建築物の除却に要する費用
- ・補助率 4割 ・補助上限額 特になし（予算額による）
- ・要件 跡地が地域活性化のための計画的利用に供されること
- ・事業主体 地方公共団体、民間
- ・所管 国土交通省住宅局

○商店街まちづくり事業補助金（中心市街地活性化事業） …資料2

- ・補助対象 商業施設の建設、改修、解体等にかかる費用
- ・補助率 2/3 ・補助上限額 2億円・5億円
- ・要件 中心市街地の核となり周辺商店街への効果が波及する高度な商業施設の整備
- ・事業主体 民間事業者、まちづくり会社、商店街組合等
- ・所管 経済産業省中小企業庁商業課

本補助金は既に募集終了。これに替わる経産省の補助事業は以下（国会での予算成立が前提）

- ・地域商業自立促進事業（平成27年度予算）平成27年2月～募集
- ・中心市街地再生事業費補助金（平成26年度補正予算）平成27年2月～募集
- ・中心市街地再興戦略事業費補助金（平成27年度予算）※募集予定

【平成 26 年度当初予算案、平成 25 年度補正予算案(第 1 次)】

空き家再生等推進事業の拡充

1 目的

管理が不適切な空き家等の集積により悪化する居住環境の改善等を図るため、空き家再生等推進事業の要件を拡充する。

2 内容

空き家再生等推進事業(除却事業タイプ)の対象地域要件及び対象施設要件並びに空き家再生等推進事業(活用事業タイプ)の対象地域要件を、次のとおり拡充する。

【現行】

	除却事業タイプ	活用事業タイプ
対象地域	・不良住宅又は空き家住宅の集積が居住環境を阻害し、又は地域の活性化を阻害しているため、不良住宅又は空き家住宅の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画又は都市再生整備計画に定められた区域	・不良住宅又は空き家住宅の集積が居住環境を阻害し、又は地域の活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域 ・全国(平成 25 年度までの措置)
対象施設	・不良住宅 ・空き家住宅(※3)	・空き家住宅 ・空き建築物

【拡充(下線部)】

	除却事業タイプ	活用事業タイプ
対象地域 (※1)	・不良住宅又は空き家住宅の集積が居住環境を阻害し、又は地域の活性化を阻害しているため、不良住宅又は空き家住宅の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画若しくは都市再生整備計画に定められた区域又は立地適正化計画(仮称)の居住誘導区域(仮称)を定めた場合はその区域外	・不良住宅又は空き家住宅の集積が居住環境を阻害し、又は地域の活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域 ・ <u>不良住宅又は空き家住宅の集積が居住環境を阻害し、又は地域の活性化を阻害しているため、不良住宅又は空き家住宅の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画又は都市再生整備計画に定められた区域(立地適正化計画(仮称)の居住誘導区域(仮称)を定めた場合はその区域内に限る。</u>
対象施設 (※2)	・不良住宅 ・空き家住宅(※3) ・空き建築物(※4)	・空き家住宅 ・空き建築物

※1 平成 26 年度当初予算案による拡充事項

※2 平成 25 年度補正予算案(第一次)による拡充事項

※3 空き家住宅については、その除却後の跡地が地域活性化のための計画的利用に供される必要がある。

※4 空き建築物については、その除却後の跡地が地域活性化のための計画的利用に供される必要がある。

空き家再生等推進事業【除却事業タイプ】(社会資本整備総合交付金等の基幹事業)

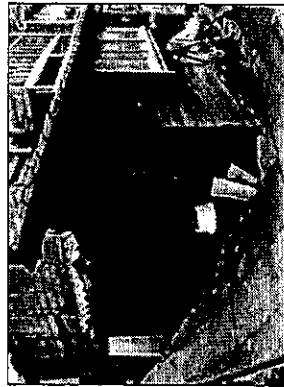
老朽化の著しい住宅が存在する地区において、居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行う。

対象地域

- 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画※1若しくは都市再生整備計画※2に定められた区域
- 居住誘導区域※3を定めた場合はその区域外で空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域

対象施設

- 不良住宅
 - ・住宅地区改良法第2条第4項に規定するもの
(空き家かどうかにかかわらず対象)
- 空き家住宅
 - ・跡地が地域活性化のために供されるもの
- 空き建築物
 - ・跡地が地域活性化のために供されるもの



【福井県越前町】老朽化した空き家住宅を除却し、ポケットパークとして活用

※1 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に規定する地域住宅計画
 ※2 都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画
 ※3 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域

補助対象経費

- 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却等に要する費用
 (「除却工事費」+「除却により通常生ずる損失の補償費」)^{※4}×8/10
- ※4 除却工事費については、除却工事費の1㎡当たりの額(一定の単価の上限あり)に、不良住宅又は空き家住宅の延べ面積を乗じて得た額を限度とする。

- 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定に要する経費
 所有者の特定のための交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等

事業主体	地方公共団体	民間(例) ^{※5}
負担割合 (除却工事費の場合)	2/5	2/5
補助対象 限度額)	国費	国費
	地方公共団体	地方公共団体
	2/5	1/5
	地方公共団体	民間
	1/5	1/5

※5 国費は、地方公共団体補助の1/2

県多

イアらが89トを回収した海岸漂着ごみの適正処理対策の強化などを挙げている。産業廃棄物は、最終処分量が目標の35万6千トを大



岩国防衛事務所で要請する桑原健二・基地政策担当部長(左)119日、岩国市

ギルバート部長は「原因調査結果の公表は調査担当部署が行う。岩国基地では常に航空機の安全性の確保に万全の措置を取っており、

白木屋跡地 長門市が購入し解体費一部負担 交流施設など誘致も

長門市は、今年1月に倒産した湯本温泉の老舗ホテル「白木屋ランドホテル」と関連施設の跡地を購入し、解体費の一部を負担する。解体撤去後は、交流施設や活性化施設などの誘致を含む跡地利用を検討していくという。9日の市議会一般質問で大西倉雄市長が答えた。

跡地利用については、湯本温泉旅館協同組合と湯本まちづくり協議会が市に支援を求める要望書を提出していた。施設の解体撤去に向けて、同組合が事業主体となつて経済産業省の「商店街まちづくり事業」を申請しており、承認された場合は、組合が負担する全体の3分の1の費用を市が全額補助するという。本年度中の解体撤去着工を目指す。

大西倉雄市長は「来年のNHK大河ドラマで長門市でも集客が期待される中、湯本温泉の中心部に位置するホテルを放置したままでは観光イメージが悪化するほか防犯上の問題も懸念さ

れる」と指摘。「湯本温泉活性化につながるため、市が解体撤去に関わり、跡地について活性化につながる施設の誘致を含めて活動することが長門市の活力、雇用の創出につながる」と理解を求めた。

交流施設など誘致も

「救急の日」 県職員を対象に 救命手当て研修会 県庁

「救急の日」 県職員を対象に 救命手当て研修会 県庁

「救急の日」の9日、県職員を対象にした救命手当て研修会が県庁で開かれた。救命率向上に欠かせない心肺蘇生法や自動体外式除細動器(AED)の使い方等を学んだ。

県職員41人が3時間の普

通救命講習を受講。山口市消防本部の救急隊員4人のほか、本年度から活動を始めた同市消防団員の応急手当て指導員3人が指導した。参加者は、1分間に10

0回以上のペースで胸を押しさえる胸骨圧迫と人工呼吸とを繰り返す心肺蘇生法を体験。電気ショックを与えて心臓を正常な動きに戻すAEDの使い方とも学んだ。県によると、救急車の現

場到着までの時間は、2012年の県内平均で8・3分。現場に居合わせた人が3分以内に適切な応急手当てをした場合、救命率は50%を超えるといわれている。

1日現在、AEDは県内の公共施設や民間商業施設などに1894台が設置されている。一般市民が使えるようになった2004年以降、県内で15件のAEDによる救命事例があるという。

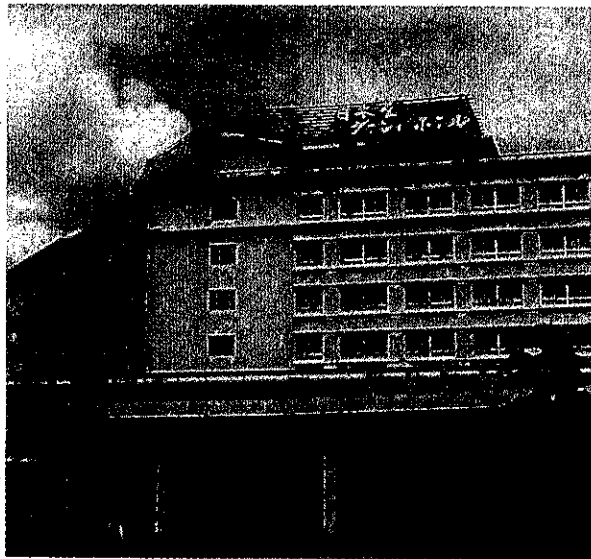
統計分析課の宮川理恵さん(28)は「心肺蘇生法は、力があるので思ったよりも疲れた。急病者が女性の場合、女性だからこそできる配慮もあると思うので、勇気をもって行動したい。研修を機に、県庁内のAEDの設置場所を確認したい」と話した。

同研修会は2002年度に始まり、延べ1016人が受講した。

宇部市は、県市スポーツコミ10月に設立する動を促すこともによる地域活性化 康長寿のまちづくり、「スポーツ」気な人の元気なの実現を目指す 后子市長は話し 昨年2月の市トで「スポーツ」と回答した人は したが、週に1する人は約3割 ことが判明。ス や機会の提供を 康づくりに市を 組もうと、「コミ



山口市消防団の応急手当て指導員(右)のアドバイスを 受け、心肺蘇生法を学ぶ県職員ら=9日、県庁



今年1月に破産した老舗ホテル「白木屋グランドホテル」＝2日、長門市

長門市は、今年1月に破産した湯本温泉の老舗ホテル「白木屋グランドホテル」と関連施設の解体・撤去と跡地取得にかかる費用計2億3761万円を5日、同市議会に追加提案する。

購入するのは同ホテル、公共浴場近くにある「旧白木屋旅館」、同ホテルが所有していた「旧草上福永」の3施設。湯本温泉旅館協同組合が国の事業を活用して、老朽化した3施設を解体・撤去するが、その費用の3分の

1にあたる1億2400万円を市が補助する。全施設の解体撤去は遅くとも来年12月までに完了させるとい

市はホテル跡や駐車場などの土地計1万3332平方メートルを1億1361万円で購入する。土地の利用方法

「保守も革」ル長州のとあいさつ立候補したに駆け付けび掛けた。力いで下関持を求めた

白木屋グランドホテルなど3施設 解体、跡地取得へ2億円超

長門市

大西倉雄市長は「2億円を超える大きな金額となる。長門市を活性化させる施設の誘致につなげたい」と述べた。

接続工事の見学会開く

山口市小郡上郷の「小郡ジャンクション(仮称)」建設工事現場で1日夜、地域高規格道路の山口宇部道路と中国自動車道を結ぶ接続

アベノ

安倍 晋三候



「信じて」昭恵夫人訴え

自民前の安倍晋三候補の昭恵夫人が「今ここで後戻りする訳にはいかない。安倍晋三が進む道を皆さんにも信じていただきたい」と支持を訴えた。伊藤昭男選対本部長は「今までの政策をさらに加速させるため国民に信を問う大変重要な選

渡辺 利絵候



生活者の声を届け

無所属新の渡辺利絵候補は午後2時から、下関市秋根南町のJR新下関駅で陣式を開き、支持者約50人(陣営発表)が訪れた。二つの難病を抱えての初選挙戦に、「制度の谷間

続工事は見同ジャン15年度末道路を4方路と六つのく料金所が業費は約80西日本高山口高速道らが、小郡シ(ICC)く橋の架設明。大型トが、約70上げ、橋台